

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成 22 年 1 月 29 日

本日、当社は、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に保安規定^{※2}の変更認可を申請しました。

今後、国による審査を受けてまいります。

【保安規定の変更の概要】

(1) JEAC4111^{※3}の改訂に伴う品質保証計画の変更

当社は、JEAC4111に基づき、浜岡原子力発電所の品質保証計画を保安規定に定めています。

平成21年にJEAC4111の改訂が行われたことに伴い、保安規定に定める品質保証計画の変更を行います。

(2) 5号機の原子炉冷却材再循環ポンプの運転管理の変更

原子炉起動・運転状態において、10台ある原子炉冷却材再循環ポンプを部分台数運転とする場合に講ずべき措置を明確にします。

(3) 3, 4, 5号機の非常用炉心冷却系ポンプの判定基準の変更

非常用炉心冷却系ポンプの性能確認に関する運転上の制限については、これまでポンプの設計値を用いてきましたが、原子炉設置変更許可申請書の安全解析に用いた条件に見直し、運転確認試験時の確認項目および判定基準値を変更します。

(4) 3号機の復水タンク運用水位に係る判定基準の変更

定期検査時のプラント補給水の保有量に関する運用改善を目的に、復水タンクからの補給水の取り出し口をタンク中域部から底部へ変更し、復水タンクの必要保有水量に関する判定基準を変更します。

(5) 4, 5号機の非常用ディーゼル発電機用軽油タンクの運用方法の明確化

号機毎に(A)(B)2基の軽油タンクを有しており、そのうち1基を点検する際のもう1基の燃料貯蔵量について、必要な燃料貯蔵量を確保するため、運転上の制限として明確化します。

(6) 管理区域図の変更

放射性固体廃棄物貯蔵庫1号棟の屋上は普段立入禁止区域としていますが、放射線量の測定のため定期的に立ち入る必要があり、その都度、一時的に管理区域として設定していることから、管理区域設定・解除予定エリアとして保安規定の管理区域図に記載します。

(7) その他

記載の明確化、記載の整合の観点から、記載の適正化を図ります。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※3 JEACは、Japan Electric Association Codeの略で、正式には「社団法人日本電気協会電気技術規程」といい、JEAC4111は「原子力発電所における安全のための品質保証規程」を指します。現在の品質保証計画は、平成15年9月に発行されたJEAC4111-2003を基に作成しており、平成21年3月に改訂版のJEAC4111-2009が発行されました。

以上